

○ 学校法人二松学舎役員等の報酬に関する規程
(平成元年12月21日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人二松学舎（以下「本学」という。）役員等の報酬及び退職手当等について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常勤役員とは、理事長または常任理事のうち、常勤者で、かつ本学が設置する学校の専任教職員でない者をいう。
- (2) 学内理事とは、理事（常任理事を含む。）のうち本学が設置する学校の専任教職員である者をいう。
- (3) 学外理事とは、前第2号以外の理事（常任理事を含む。）をいう。
- (4) 役員報酬とは、常勤役員に支給する報酬及び報酬の加算並びに役員に支給する賞与をいう。
- (5) 退職手当等とは、常勤役員の退職手当及び役員の在任期間に対する功労金をいう。

第2章 常勤役員報酬

(報酬月額)

第3条 常勤役員報酬月額は、本学給与規程別冊に定める次の俸給表によるものとし、号俸は、年齢・経験年数等を勘案して決定するものとする。

- (1) 理事長 第1表、第1表Aまたは第1表B
- (2) 常任理事 第2表5級、第2表Aまたは第2表B

(報酬の加算)

第4条 常勤役員報酬は、毎月支給の報酬のほか6月・12月及び3月に前条の報酬月額に専任職員の賞与と同率の割合を乗じて得た金額を加算して支給するものとする。

(支給日)

第5条 第3条及び第4条に定める報酬の支給日は、本学給与規程を準用する。

(昇給)

第6条 常勤役員昇給は、本学給与規程を準用する。

第3章 役員賞与

(支給基準)

第7条 役員賞与の支給月及び支給金額の基準は、別表第1のとおりとし、個人別支給額は、理事長の裁定によるものとする。

第4章 退職手当等

(退職手当)

第8条 常勤役員が退職するときは、退職手当を支給する。

2 本学の設置する学校の専任教職員に引続き常勤役員になった場合の在職期間の計算は、専任教職員の期間を通算するものとする。

3 退職手当の額の決定及び支給方法は、本学退職金規程を準用する。

(功労金)

第9条 役員が退任するときは、役職及び在任期間に応じて功労金を支給する。

2 功労金の基準は、別表第2のとおりとし、計算された額を理事会において審議し、支給額を決定するものとする。

3 功労金の支給方法は、本学退職金規程を準用する。

第5章 評議員の報酬

(支給額)

第10条 役員または教職員を兼務しない評議員の報酬は、評議員会出席1回につき1万円を支給するものとする。

第6章 補則

(実費弁償)

第11条 役員は、その職務遂行のため必要な費用の弁償を受けることができる。

2 役員及び評議員の理事会、評議員会出席等のための旅費は、本学旅費規程による。

(公表)

第12条 本学は、この規程を以って、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会が行う。

附則

この規程は、平成2年1月1日から施行する。

附則（平成3年10月24日）

この規程は、平成3年11月1日から施行する。

附則（平成26年2月25日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月25日）

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附則（2020年3月24日）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則（2022年3月22日）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表第1 役員賞与の支給月及び支給金額

		支 給 金 額					支 給 日
		理 事 長	常 任 理 事 学長である理事	学 外 理 事	学 内 理 事	監 事	
標準月額		12万円以内	9万円以内	9万円以内	6万円以内	9万円以内	
支 給 月	6月	標準月額の3カ月分					理事会開催日
	12月	標準月額の6カ月分					同上
	3月	標準月額の3カ月分					同上

別表第2 功労金

役 職 名	在職1カ月につき支給金額	計 算 方 法
理 事 長	5万円	1 役員が同日付または翌日付で再任した場合及び引続き役職を異にする役員に委嘱された場合は、引続き在職したものとする。 2 在職期間に1月未満の端数が生じた場合は、切上げるものとする。また役員間の異動で1月未満の端数が生じた場合は、上位の役職の期間に切上げるものとする。
常 任 理 事	3万円	
学長である理事		
理 事	2万円	
監 事	2万円	